

平成 23 年 3 月 12 日
全 国 市 長 会
正 副 会 長 会 議

1. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部を設置する。

(別紙)

2. 全国市長会及び各都市は、支部・都道府県市長会並びに都道府県、国と綿密に連携を取りながら、被災者の救援・救護の推進、被災地域の早期復旧および復興を推進するため、最大限の人的・物的支援協力を行う。

3. 全国市長会の各都市からの義捐金窓口口座を開設する。
(詳細は、追って連絡)

4. 緊急要望をとりまとめる。

(参考資料)

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」

平成 23 年 3 月 12 日

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部の設置について

去る 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災市の被災者の救援・救護、被災地域の早期復旧および復興を支援するため、全国市長会に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置する。

1. 災害対策本部の役割

- (1) 被災市の要請事項等への対応
- (2) 国における各種対策の状況把握及び国への要請
- (3) 被災都道府県の市長会との連携
- (4) 全国知事会、全国町村会との連携
- (5) その他

2. 災害対策本部所在地

〒102-8635 東京都千代田区平河町 2-4-2

全国市長会事務局内

(連絡先は、別紙組織図参照)

全国市長会「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部」組織図

